平成２３年（フ）第２９８号
広島県福山市引野町185番地
債務者　山口　友美
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３３８号
盛岡市松園１丁目28番25号　ラ・アンバサードＭ・Ｂ―201号、申立時の住所盛岡市三ツ割４丁目11番20号　菅原アパート５号
債務者　堀合利香子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第４８６号
神奈川県小田原市東町５－９―45　第一セピアコート石井305、住民票上の住所神奈川県平塚市天沼９番77―810号
債務者　弘長　崇治
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５８６号
神奈川県平塚市横内3748番地の７
債務者　林　　靖明
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６８７号
神奈川県厚木市下川入425番地８　コーポラス七瀬101
債務者　篠田　吉充
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６９５号
神奈川県伊勢原市伊勢原１丁目25番27号
債務者　加藤　　栄
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８０号
岐阜県高山市上三之町91番地
債務者　大谷こずえ
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第２８１５号
名古屋市中区伊勢山２丁目４番24号　アーバンライフヤマゼン506号
債務者　田中　一輝
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４６６号
愛知県一宮市浅井町西海戸字小山58番地１　アイビー102号
債務者　原こと傍島こと　東渕由加利
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５３号
三重県松阪市大黒田町59番地８竹谷荘５号
債務者　上野　　豊
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第９９号
三重県松阪市猟師町348番地103　シャルマンハウス103号、前住所兵庫県姫路市夢前町護持206番地４
債務者　仁井　高利
1　決定年月日時　平成23年12月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２３年（フ）第５９７号
福岡市早良区野芥４丁目31番８―302号
債務者　帆足　隆彦
1　決定年月日時　平成23年11月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７０７号
川崎市中原区井田中ノ町10番14号　清風荘103
債務者　市川　高昭
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７３３号
川崎市高津区下作延５丁目８番１―408号　市営下作延中住宅
債務者　和出富貴子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７４１号
川崎市幸区小向西町４丁目13番地八千代マンション201、前住所川崎市幸区下平間334番地２
債務者　工藤　　正
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７４２号
川崎市幸区小向西町４丁目13番地八千代マンション201、前住所川崎市幸区下平間334番地２
債務者　工藤　美穂
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月31日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係